（様式１）

　　年　　月　　日

企業ニーズ対応型研究事業申請書

　大分県産業科学技術センター

　　センター長　　　　　　　殿

（申請者）

所在地：

会社名：

代表者：

TEL：　　　　　　　FAX：

連絡担当者名：

　　　企業ニーズ対応型研究事業の共同研究について下記のとおり申請します。

1.申請課題名

2.実施期間

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

3.研究の経緯・目的

4.研究の内容

5.今後の目標（想定するものに○をしてください。）

(1)特許や意匠等を出願して産業財産権としたい（権利化・独自技術化）。

(2)技術開発や製品開発補助事業に応募したい。（開発補助・助成資金確保）。

(3)直ぐに技術導入、新製品化したい。（実用化）。

(4)その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

6.成果の普及方法と効果予測

7.共同研究の分担

　(1) 自社で取り組む内容（【課題番号】と内容を記載）

【1－1】

【1－2】

　(2) センタで取り組む内容（希望）（【課題番号】と内容を記載）

【2－1】

【2－2】

　(3) 分担表　（各機関のリーダーには○印）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【課題番号】 | 企業担当研究者  （所属・役職・氏名） | センター担当研究者  （希望） | 実施場所  （希望） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

8.研究予算額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項　目 | 金額 | 備考 |
| 企業 | ○○費 |  |  |
|  |  |  |
| ××費 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 | |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項　目 | 金額 | 備考 |
| センター  （希望） | ○○費 |  |  |
|  |  |  |
| ××費 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 | |  |  |

9.添付資料：会社概要

（様式1　添付用）

　　年　　月　　日

会社概要

企業名：

代表者名：

業種：

創業年月：　　　　年　　月

所在地：

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

資本金：　　　　　万円

従業員：　　　　　名（うち研究開発従事者　　　名）

主要製品：

主要機器：

加入団体及び組合等：

備考：

大分県産業科学技術センター

企業ニーズ対応型研究事業実施要領

（目的）

第1条　企業ニーズ対応型研究事業（以下「本事業」という。）は、大分県産業科学技術センター（以下「センター」という。）が持つ技術シーズを活用し、中小企業等の抱える技術課題に対して、センター内の研究現場あるいは中小企業等の現場において、センター研究職員と、中小企業等の研究者あるいは技術者（以下「研究者等」という。）が共同で研究することによって、短期間に事業化に繋がる技術課題を見定め、先導的な研究開発を推進し、もって地域産業の振興をはかることを目的とする。

（資格）

第2条　本事業において「企業等」とは、原則として、大分県内に事業所等を有する中小企業者及び中小企業者の団体をいう。ただし、企業等が県外の者であっても、本事業を実施することが本県の技術振興に寄与すると認められる場合は、この限りでない。

（共同研究の募集）

第3条　大分県産業科学技術センターの長（以下「センター長」という。）は、企業等からセンターが共同して研究を実施する技術課題を公募するものとする。

2　公募によって本事業を希望する企業等は、企業ニーズ対応型研究事業申請書（様式1：以下「申請書」という。）に会社概要となる資料を添付し、センター長に提出するものとする。

（技術協議）

第4条　センターと申請企業等は、技術協議を行うものとする。

（審査及び採択）

第5条　センター長は、本事業を希望する企業等からの申請書および技術協議の報告をもとに審査し、本事業を実施する必要があると認められる技術課題を採択するものとする。

2　審査は、センター長決裁による書面審査とする。

3　センター長は、審査結果をもとに、本事業を実施することが必要である技術課題を採択したとき、又は、本事業を実施することが困難である技術課題を不採択としたときは、審査結果通知書（様式2：以下｢通知書｣という。）により、当該企業等に通知する。

（共同研究契約の締結）

第6条　センター長は、前条の計画書を実施することが適当であると認めたときは、共同研究実施に先だって、センターと当該企業等（以下｢共同研究者｣という。）の間で、共同研究の実施及び成果の取扱いについて定めた共同研究契約書（様式3：以下｢契約書｣という。）を締結するものとする。

2　共同研究を行う期間は、申請書に記載された期間とする。ただし、必要に応じて当該年の年度末までは延長できるものとする。

（共同研究に要する経費）

第7条　共同研究を行うのに必要な直接経費は原則として、共同研究者が各々負担するものとする。ただし、センターが負担する直接経費は、共同研究者が負担する直接経費を超えない範囲とする。

（共同研究の中止）

第8条　センター長は、天災その他やむを得ない事由により共同研究の遂行が困難となった場合は、当該共同研究を中止することができる。

2　センター長は、前項の規定により共同研究を中止したときは、遅滞なく共同研究者にその旨を通知しなければならない。

（共同研究の終了報告）

第9条　共同研究者は、共同研究の終了に日から10日以内に共同研究終了報告書（様式4：以下｢報告書｣という。）をセンター長に提出するものとする。

（研究成果の公表等）

第10条　センター長又は共同研究者は、本事業の実施期間中において、研究成果を第三者に知らせようとするときは、それぞれ共同研究者又はセンター長の同意を得るものとする。

2　センター長又は共同研究者は、本事業の実施期間終了後、受託研究の課題名、研究内容と成果の概要を公表することができる。ただし公表する共同研究の課題名、研究内容・成果の概要については、報告書に記載の課題名、研究内容・成果の概要とする。

3　甲及び乙が、研究内容・成果の詳細を公表することについて合意できたときは、甲及び乙は研究報告書等において、公表することができる。

（事業化状況の報告）

第11条　共同研究者は、センター長に対し、共同研究契約の完了日の属する会計年度の終了後3年間にわたり、過去1年間の共同研究成果による事業化の状況（事業化の有無・製品名・販売数・売上高）を電子メール等で報告するものとする。

（その他）

第12条　本要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成17年5月10日から施行する。

附　則

この要領は、平成18年4月25日から施行する。

附　則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年7月12日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和4年1月31日から施行する。